

損害賠償請求権の存続期間の取扱いについて

提訴の時期は損害賠償請求権の存続期間内であることが必要です。

アスベスト訴訟の和解における除斥期間・長期消滅時効の起算点について、国は現在、以下のとおり取り扱っております。遅延損害金の起算点についても同日です。

(※) 当該取扱いは現行の国の和解における取扱いであり、この点が争点となる場合、最終的には判決によって示されることとなります。また、今後の司法判断によっては当該取扱いが変更となる可能性があります。損害賠償請求権の存続期間内であるかを含め、詳細については弁護士などにご相談ください。

(1) 石綿関連疾患の発症に係る損害賠償請求

石綿肺	最も重い行政上の決定日(じん肺管理区分決定日)
肺がん	発症日
中皮腫	
びまん性胸膜肥厚	
良性石綿胸水	

(2) 石綿関連疾患による死亡に係る損害賠償請求

石綿肺	死亡日
びまん性胸膜肥厚	
良性石綿胸水	
肺がん	発症日
中皮腫	